

議事要旨(3) 特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭に新井専門委員長より、特別目的会社（SPE）専門委員会では、SPE を含む連結の範囲の見直しについて、昨年末に IASB が公表した公開草案(ED10)等をふまえ、次回の委員会での公表議決を目指して論点整理の文案の検討を進めている旨の説明がなされた。引き続き秋葉主席研究員より、各論点についての説明がなされた。

- ・ 【論点 1】 支配の定義については、企業結合会計基準及び国際的な会計基準における取扱いに鑑みて、便益の要素を加味することが考えられ、この場合の「支配」とは、IASB の公開草案の考え方になって、「ある企業が自らの便益のために、他の企業の活動を左右するパワーを有していることをいうものとする」とすることが適当と考えられる。
- ・ 【論点 2】 組合への出資者や信託の受益者においては、いずれも法律上の取扱いに加えて経済的な実態を考慮し、原則としてその財産や損益が出資者又は受益者に帰属するように会計処理されているという特徴があるため、今後、会計基準等を見直す場合には、出資者又は受益者が、いわゆる総額法によっている場合といわゆる純額法によっている場合とに分けて、出資者又は受益者の個別財務諸表及び連結財務諸表における取扱いを整理することが考えられる。
- ・ 【論点 3】SPE の取扱いについては、指摘されている問題点や国際的な動向等を勘案し、一定の要件を満たす SPE についてその出資者等の子会社に該当しないものと推定する取扱いを削除することが考えられるが、引き続き検討することとしている。さらに、流動化に関する会計基準等を見直すかどうか等の論点について、追加的に検討している。
- ・ 【論点 4】SPE の開示については、国際的な会計基準の動向を踏まえながら検討するが、開示内容の理解に資するため、参考として IASB の公開草案の開示例を新たに示した。
- ・ 【論点 5】 支配が一時的である子会社を、連結の範囲に含めないことと、表示や注記の仕方を工夫したうえで連結の範囲に含めることとは大きく相違しないとすれば、国際的な会計基準の動向を考慮して我が国の連結会計基準を見直していくことが考えられる。この場合には、表示や注記の問題のほか、測定の問題を合わせて検討することが適当と考えられる。

これらの説明に対する委員等からの発言や、事務局からの説明は、以下のとおりである。

- ・ 支配の定義等において、「便益」と「リターン」という用語が用いられているが、これらはどのように使い分けられているのかとの質問があり、これに対して事務局からは、「便益」「リターン」という用語それぞれに一長一短があるため、専門委員会においても意見が分かれていること、及び折衷案として「リターン又は便益」という用語を使うことも検討していることが説明された。
- ・ IASB の公開草案は、支配はしていないが関与している組成された企業に関して追加的な情報の開示を求めているが、「関与がある」というのはどの程度なのかとの質問があり、これに対して事務局からは、米国基準では、変動持分事業体(VIE)に重要な変動持分を有するが主たる受益者ではない企業、又は VIE に変動持分を有するスポンサーと明示されているのに対し、IASB の公開草案では、具体的な程度が明示されていないこと、及び関連会社の定義と関係しているようであることが回答された。

以上